

	新	旧
6 ページ	<p>また、指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるよう、法定点検を適切に行うほか、施設及び設備の破損等の予防保全に務めること。施設及び設備の不具合を発見した際には、速やかに区に報告すること。</p>	<p>また、指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるよう、法定点検 <u>(※注)</u> を適切に行うほか、施設及び設備の破損等の予防保全に務めること。施設及び設備の不具合を発見した際には、速やかに区に報告すること。</p> <p><u>※建築基準法第12条第2項の点検は、原則横浜市が行うため指定管理業務の対象とはならない。</u></p>
7 ページ	<p>ウ 定期点検・整備業務</p> <p>法定点検を適切に行うほか、設備の予防保全に努め、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。その際に、必要な消耗品等の更新についても、指定管理者の負担により（1件あたり消費税及び地方消費税込60万円未満）随時行うこと。</p> <p>また、点検結果及び正常に機能しない際の対応等について、適切に記録を残すこと。</p> <p>※現在フルメンテナンスによる委託管理を行っている設備等については、必ず継続してFM契約（フルメンテナンス）による保守管理を行うこと。</p>	<p>ウ 定期点検・整備業務</p> <p>法定点検 <u>(※注)</u> を適切に行うほか、設備の予防保全に努め、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。その際に、必要な消耗品等の更新についても、指定管理者の負担により（1件あたり消費税及び地方消費税込60万円未満）随時行うこと。</p> <p>また、点検結果及び正常に機能しない際の対応等について、適切に記録を残すこと。</p> <p><u>※建築基準法第12条第4項の点検（昇降機に関するものを除く）は、原則横浜市が行うため指定管理業務の対象とはならない。</u></p> <p>※現在フルメンテナンスによる委託管理を行っている設備等については、必ず継続してFM契約（フルメンテナンス）による保守管理を行うこと。</p>